

新規上場申請のための有価証券報告書 (I の部) の訂正報告書

株式会社TalentX

【表紙】

【提出書類】	新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）の訂正報告書
【提出先】	株式会社東京証券取引所 代表取締役社長 岩永 守幸 殿
【提出日】	2025年2月27日
【会社名】	株式会社TalentX
【英訳名】	TalentX Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 鈴木 貴史
【本店の所在の場所】	東京都新宿区神楽坂四丁目8番地 神楽坂プラザビル
【電話番号】	03-4500-2007（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員 経営管理本部長 酒井 一弘
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区神楽坂四丁目8番地 神楽坂プラザビル
【電話番号】	03-4500-2007（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員 経営管理本部長 酒井 一弘

1【新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）の訂正報告書の提出理由】

2025年2月10日付をもって提出した新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）の記載事項のうち、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況 1 第三者割当等による株式等の発行の内容」の記載内容の一部を訂正するため、新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第四部 株式公開情報	1頁
第2 第三者割当等の概況	1
1 第三者割当等による株式等の発行の内容	1

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____野で示してあります。

第四部【株式公開情報】

第2【第三者割当等の概況】

1【第三者割当等による株式等の発行の内容】

(訂正前)

項目	新株予約権①	新株予約権②
発行年月日	2023年1月25日	2024年3月15日
種類	第4回新株予約権 (ストック・オプション)	第5回新株予約権 (ストック・オプション)
発行数	普通株式 49,800株	普通株式 49,200株
発行価格	417円(注) 3	434円(注) 3
資本組入額	208.5円	217円
発行価額の総額	20,766,600円	21,352,800円
資本組入額の総額	10,383,300円	10,676,400円
発行方法	2023年1月17日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権(ストック・オプション)の付与に関する決議を行っております。	2024年2月29日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権(ストック・オプション)の付与に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	—	注2

項目	新株予約権③	新株予約権④
発行年月日	2024年7月8日	2024年7月8日
種類	第6回新株予約権 (ストック・オプション)	第7回新株予約権 (ストック・オプション)
発行数	普通株式 53,100株	普通株式 12,000株
発行価格	450円(注) 3	450円(注) 3
資本組入額	225円	225円
発行価額の総額	23,895,000円	5,400,000円
資本組入額の総額	11,947,500円	2,700,000円
発行方法	2024年6月28日開催の定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権(ストック・オプション)の付与に関する決議を行っております。	2024年6月28日開催の定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	注2	注2

(注) 1. 第三者割当等による新株予約権の発行の制限に関し、株式会社東京証券取引所(以下、「同取引所」という。)の定める規則等並びにその期間については以下のとおりであります。

- (1) 同取引所の定める有価証券上場規程施行規則(以下、「同施行規則」という。)第272条の規定において、新規上場申請者が、基準事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当てを行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で、報酬として割当てを受けた新株予約権の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書類を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
- (2) 新規上場申請者が、前項の規定に基づく書類の提出を行わないときは、同取引所は新規上場申請の不受理又は受理の取消の措置をとるものとしております。

(3) 当社の場合、基準事業年度の末日は2024年3月31日であります。

2. 同取引所の定める同施行規則第272条第1項第1号の規定に基づき、当社は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で、報酬として割当てを受けた新株予約権を、原則として、割当てを受けた日から上場日の前日又は新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有する等の確約を行っております。
3. 発行価格は、DCF法（ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法）及び類似会社比準方式により算定した価格を総合的に勘案して決定した金額を用いております。
4. 新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については、以下のとおりであります。

	新株予約権①	新株予約権②
行使時の払込金額	417円	434円
行使期間	2025年1月26日から 2033年1月17日まで	2026年3月16日から 2034年2月28日まで
行使の条件及び譲渡に関する事項	「第二部 企業情報 第4提出会社の状況 (2)新株予約権等の状況 ①ストックオプション制度の内容」に記載しております。	同左

	新株予約権③	新株予約権④
行使時の払込金額	450円	450円
行使期間	2026年7月9日から 2034年6月28日まで	2026年7月9日から 2034年6月28日まで
行使の条件及び譲渡に関する事項	「第二部 企業情報 第4提出会社の状況 (2)新株予約権等の状況 ①ストックオプション制度の内容」に記載しております。	同左

5. 2024年11月7日開催の取締役会決議により2024年11月26日付で普通株式1株につき300株の割合で株式分割を行っておりますが、上記「発行数」、「発行価格」、「資本組入額」及び「行使時の払込金額」は、当該株式分割の後の「発行数」、「発行価格」、「資本組入額」及び「行使時の払込金額」を記載しております。

(訂正後)

項目	新株予約権①	新株予約権②
発行年月日	2023年 1 月25日	2024年 3 月15日
種類	第 4 回新株予約権 (ストック・オプション)	第 5 回新株予約権 (ストック・オプション)
発行数	普通株式 49,800株	普通株式 49,200株
発行価格	417円 (注) 3	434円 (注) 3
資本組入額	208.5円	217円
発行価額の総額	20,766,600円	21,352,800円
資本組入額の総額	10,383,300円	10,676,400円
発行方法	2023年 1 月17日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権(ストック・オプション)の付与に関する決議を行っております。	2024年 2 月29日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権(ストック・オプション)の付与に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	—	注 2

項目	新株予約権③	新株予約権④
発行年月日	2024年 7 月 8 日	2024年 7 月 8 日
種類	第 6 回新株予約権 (ストック・オプション)	第 7 回新株予約権
発行数	普通株式 53,100株	普通株式 12,000株
発行価格	450円 (注) 3	450円 (注) 3
資本組入額	225円	225円
発行価額の総額	23,895,000円	5,400,000円
資本組入額の総額	11,947,500円	2,700,000円
発行方法	2024年 6 月28日開催の定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権(ストック・オプション)の付与に関する決議を行っております。	2024年 6 月28日開催の定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	注 2	注 6

(注) 1. 第三者割当等による新株予約権の発行の制限に関し、株式会社東京証券取引所(以下、「同取引所」という。)の定める規則等並びにその期間については以下のとおりであります。

- (1) 同取引所の定める有価証券上場規程施行規則(以下、「同施行規則」という。)第272条の規定において、新規上場申請者が、基準事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当てを行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で、報酬として割当てを受けた新株予約権の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書類を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
- (2) 同取引所の定める同施行規則第270条の規定において、新規上場申請者が、基準事業年度の末日から起算して1年前より後において、第三者割当等による募集新株予約権(会社法第238条第1項に規定する募集新株予約権をいい、同施行規則第272条に規定する新株予約権を除く。)の割当て(募集新株予約権の割当てと同様の効果を有すると認められる自己新株予約権(同施行規則第272条に規定する新株予約権を除く。)の割当てを含む。以下同じ。)を行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた者との間で、募集新株予約権(行使等により取得する株式等を含む。)の継続所有、譲渡時及び同取引所か

らの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告並びに当該書類及び報告内容の公衆縦覧その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書類を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。

(3) 新規上場申請者が、前2項の規定に基づく書類の提出を行わないときは、同取引所は新規上場申請の不受理又は受理の取消の措置をとるものとしております。

(4) 当社の場合、基準事業年度の末日は2024年3月31日であります。

2. 同取引所の定める同施行規則第272条第1項第1号の規定に基づき、当社は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で、報酬として割当てを受けた新株予約権を、原則として、割当てを受けた日から上場日の前日又は新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有する等の確約を行っております。
3. 発行価格は、DCF法（ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法）及び類似会社比準方式により算定した価格を総合的に勘案して決定した金額を用いております。
4. 新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については、以下のとおりであります。

	新株予約権①	新株予約権②
行使時の払込金額	417円	434円
行使期間	2025年1月26日から 2033年1月17日まで	2026年3月16日から 2034年2月28日まで
行使の条件及び譲渡に関する事項	「第二部 企業情報 第4提出会社の状況 (2)新株予約権等の状況 ①ストックオプション制度の内容」に記載しております。	同左

	新株予約権③	新株予約権④
行使時の払込金額	450円	450円
行使期間	2026年7月9日から 2034年6月28日まで	2026年7月9日から 2034年6月28日まで
行使の条件及び譲渡に関する事項	「第二部 企業情報 第4提出会社の状況 (2)新株予約権等の状況 ①ストックオプション制度の内容」に記載しております。	同左

5. 2024年11月7日開催の取締役会決議により2024年11月26日付で普通株式1株につき300株の割合で株式分割を行っておりますが、上記「発行数」、「発行価格」、「資本組入額」及び「行使時の払込金額」は、当該株式分割の後の「発行数」、「発行価格」、「資本組入額」及び「行使時の払込金額」を記載しております。

6. 同取引所の定める同施行規則第270条第1項第1号の規定に基づき、当社は、割当てを受けた者との間で、割当てを受けた募集新株予約権（以下「割当新株予約権」という。）を、原則として、割当てを受けた日から上場日以後6か月間を経過する日（当該日において割当新株予約権の割当日以後1年間を経過していない場合には、割当新株予約権の割当日以後1年間を経過する日）まで所有する等の確約を行っております。

(注) 1. (2) の追加及び(2) (3) の番号変更並びに(注) 6. の追加